

施設利用料金

施設利用料金に関する取り決めについて

- 営利を目的とする場合、又は入場料等を1,000円を超えて徴収する場合は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- さくらホール及びつばきホールにおいて、リハーサルを伴う練習で利用する場合は、この表に定める額の**5/10**に相当する額とし、その他の練習及び準備で利用する場合は、この表に定める額の**3/10**に相当する額とする。
- 利用許可時間を超過して利用する場合の**超過利用料金**は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とする)につきこの表に定める直前の時間区分利用料金の額の**3/10**に相当する額とする。
- 前各号による利用料金の算出金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- この表中の「平日」とは、土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいう。
- この表中「祝日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

区分		午前(A)		午後(P)		夜間(N)		全日(APN)		備考
時間区分		9:00~12:00		13:00~17:00		18:00~22:00		9:00~22:00		
利用区分		平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日	平日	土・日・祝日	
ホール	さくら	16,900	21,500	22,700	28,600	27,000	33,100	60,000	75,000	楽屋、ホワイエ、リハーサル室の利用を含む
	つばき	5,900	7,000	9,500	11,600	11,700	14,300	24,400	29,600	
	あじさい	4,200	4,900	5,700	6,600	6,000	7,200	15,900	18,700	楽屋の利用を含む
ホワイエ	さくら1F	8,900		11,800		13,500		34,300		ホワイエのみ利用の場合
	つばき1F	4,300		5,700		6,500		1,6500		
さくらホール	楽屋1	1,000		1,400		1,600		3,700		楽屋のみ利用の場合
	楽屋2	700		900		1,000		2,400		
	楽屋3	600		700		900		2,000		
	楽屋4	400		500		500		1,300		
	楽屋5	400		500		500		1,300		
つばきホール	楽屋6	800		1,100		1,300		2,900		
	楽屋7	200		200		300		600		
	楽屋8	200		200		300		600		
リハーサル室		2,300		3,000		3,500		7,900		リハーサル室のみ利用の場合
大会議室		1,400		1,800		2,100		4,800		
第1中会議室		800		1,000		1,200		2,700		
第2中会議室		500		700		800		1,800		
小会議室		400		600		700		1,500		
和室		800		1,000		1,200		2,700		

付属設備利用料金

区分	種類・品目		利用料		摘要
			さくらホール	つばきホール	
舞台と道具関係	所作台	1式	3,000	2,000	
	花道所作台	1式	2,000	2,000	仮設花道含む
	鳥屋囲い	1式	1,000	1,000	
	平 台	1枚	100	100	
	松竹羽目	1式	2,000	—	
	金 屏 風	1双	700	700	
	銀 屏 風	1双	700	700	
	鳥の子屏風	1双	700	700	
	毛 せ ん	1枚	100	100	
	長 布 団	1枚	100	100	
	上 敷	1枚	100	100	
	雪 籠	1個	400	400	
	浅 黄 幕	1枚	200	200	
	紗 幕	1枚	400	400	
	地 絨	1枚	400	400	
	指揮者譜面台	1台	200	200	指揮者台含む
	楽士用譜面台	1台	100	100	
	譜面台ライト	1台	50	50	
	音響反射板	1式	4,000	2,000	
	大太鼓(和太鼓)	1台	200	200	
演 台	1台	500	200	花台、脇台付	
司 会 台	1台	300	300		
ピ ア ノ A	1台	5,000	—	椅子付	

舞台音響関係	ピ ア ノ B	1台	—	3,000	椅子付
	ピ ア ノ C	1台	—	1,000	椅子付
	拡 声 装 置	1式	2,000	1,500	
	マイクホン	1台	400	400	
	ワイヤレスマイクホン	1台	600	600	
	吊りマイクホン装置	1台	1,400	1,400	
	CDプレイヤー	1台	500	500	
	DVDプレイヤー	1台	500	500	
	ステージモニタースピーカー	1式	700	700	
	35mm16mm映写機	1式	4,000	—	
舞台映像関係	プロジェクター	1式	—	4,000	
	A セ ッ ト	1式	15,000	6,000	
	B セ ッ ト	1式	8,000	4,000	
	C セ ッ ト	1式	4,000	2,000	
	プロセニアムライト	1列	700	—	
	サスペンションライト	1列	1,000	700	
	ボーダーライト	1列	700	300	
	アッパー・ホリゾンライト	1列	1,000	500	
	ロー・ホリゾンライト	1列	1,000	500	
	シーリングスポットライト	1列	1,500	700	
	フロントサイドスポットライト	1列	1,000	900	
	センタースピンスポットライト	1台	1,000	500	
	フットライト	1列	300	100	
花道フットライト	1列	200	—		
トメンタルスポットライト	1式	600	300		

その他	スポットライト	500w	100	100	
	スポットライト	1kw	200	200	
	客席用照明(単独利用時)	1式	1,000	1,000	
	マ リ ン バ	1台	3,000	3,000	
	音場支援システム	1式	1,500	1,500	
	液晶プロジェクター	1台	1,500	1,500	
	ピアノD、G、U	1台	1,000	1,000	
	ドラムセット	1式	1,000	1,000	
	ティンパニー	1台	600	600	
	バスドラム	1台	600	600	
	オーケストラチャイム	1台	500	500	
	茶 道 具	1式	500	500	
	スモークマシーン	1台	500	500	
	スモークジェットファン	1枚	500	500	
	ドライアイスマシーン	1台	500	500	
	バレ ー シ ー ト	1枚	200	200	
	持込機材電気使用料	1kw	200	200	
効 果 器 具	1台	200	200		

備考：
この表以外の消耗器材費、ピアノ調律及び特別に必要な人件費等は主催者負担です。

お申込みについて

●申込み方法

会館にお越しいただき、所定の申請書に記入してお申し込みください。その際、催し物の内容、入場料金、開演・終演時間、会場責任者等について記入していただきますので、予めご用意ください。電話、郵送での申込みはお受けできません。

●申込み受付期間

ホールを本番(仕込み、リハーサルを含む)で利用する場合は、原則として利用日の属する月の12月前から該当利用日の1月前までの間に受付いたします。(あじさいホール、会議室等は3日前まで)
さくらホール及びつばきホールを練習で利用する場合は、利用日の属する月の6月前から該当利用日の1月前までの間に受付いたします。ただし、休館日は受付いたしません。

●利用手順

利用申請【主催者】 ⇒ 利用申請の審査【会館】
⇒ 利用許可の連絡【会館】 ⇒ 施設利用料金のお支払い【主催者】
⇒ 利用打ち合わせ(ホールをご利用の場合)【主催者・会館】
⇒ 諸官公署への届け出【主催者】 ⇒ ご利用日

●利用期間

原則として同一の主催者が引き続いて利用できる期間は6日間までです。

●利用時間

「午前」「午後」「夜間」「午前・午後」「午後・夜間」「全日」の各時間区分により利用していただきます。なお、利用時間には「仕込み」「準備」「後片付け」「出演者の入場及び退場」などに要する時間を含みますので、時間の配分に十分配慮して催し物の企画を立ててください。

●利用料

利用時間の区分と利用料は「施設利用料金」及び「付属設備利用料金」をご覧ください。

●その他

「幸田町暴力団排除条例」第7条の規定により暴力団活動のための施設利用はできません。

ご利用の前に

●打ち合わせ(ホールをご利用の場合)

町民会館が指定する日に施設の利用方法などの必要な事柄について、打ち合わせを行っていただきます。その際、催し物のプログラム、進行スケジュール表などを提出していただきます。

●関係官公署への届け出

関係官公署への届け出や協力が必要な場合は、主催者側で手続きをしてください。

- (1)防火管理(火気等の使用)
…………… 幸田町消防本部
- (2)著作権(著作物の使用)
…………… 日本音楽著作権協会中部支部

●ピアノ利用

- さくらホール、つばきホールでピアノをご利用いただく場合は、調律をお願いします。
- 当館ではピッチを「442Hz」としています。「442Hz」以外に変更される場合は「戻し調律」が必要となり、利用時間内に行っていただきます。
- ピアノの移動等は会館スタッフが行いますので、指示に従ってください。

●施設利用に必要な人員

主催者は必ず会場責任者を置いてください。また、入退場者の整理や案内、避難誘導、放送、もぎり、受付、接待等に必要な人員は主催者で手配してください。事故等の場合は主催者で責任を負っていただく場合があります。催し物によっては、舞台、照明、音響の要員を主催者に用意していただくことがありますので、事前に打ち合わせをしてください。

●大道具、展示品の持ち込み

大道具、照明器具、展示品などを搬入される場合は、その種類、数量、搬入期日などを事前に連絡し、許可を受けてください。

●物品販売

許可を受けないで会館及び敷地内において物品等を販売し、又は金品の募集等の行為、広告類等の掲示又は配布はできません。これらの行為を行う場合は、事前に所定の申請書にご記入の上、事務室にご提出ください。

ご利用当日について

●利用許可書の提示

ご利用の際は「幸田町民会館利用許可証」を事務室へご提示ください。

●会場管理

連絡事項が発生した場合に備え、必ず会場責任者及び受付係を置き、連絡が取れるようにしてください。

●守っていただくこと

- 次の事を守っていただくとともに、入場者にも同様に周知・徹底してください。
- 収容定員を超えて入場させないでください。
- 入場者の安全確保の対策を講じてください。
- 敷地内は全面禁煙です。飲食は指定場所にてお願いします。
- 事故や来場者とのトラブル等については、主催者において責任をもつて対応をお願いします。他の施設利用者にご迷惑とならないよう、来場者に対する指導にご協力をお願いします。
- 許可のない施設、設備、備品等を利用したり、立ち入らないでください。
- 壁等にポスターを貼ったり、設備、備品等を汚損しないようにしてください。修繕や清掃に要する費用をご負担いただく場合があります。
- 非常口、消防設備の付近には物を置かないでください。
- 騒音を発し、または暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為はしないでください。
- 会館の管理上の必要により、利用されている施設等にスタッフが出入りする場合がありますので、これに応じてください。
- 火災、自然災害等により、やむを得ず利用を中止していただく場合があります。非常時は館内放送でお知らせする場合があります、その際はスタッフの指示に従い、来場者の安全確保にご協力をお願いします。

利用が終わったら

●引き渡し

施設、設備、備品等は、利用終了後直ちに元の状態に戻して、スタッフの点検を受けてください。万一損傷、紛失した場合は弁償していただきます。

●撤去

看板、持ち込んだ道具類は、利用終了後直ちに撤去してください。

●ゴミの始末

ご利用の際に発生したゴミ等は、お持ち帰りいただき主催者にて処分をお願いします。

●開館時間

9:00~22:00

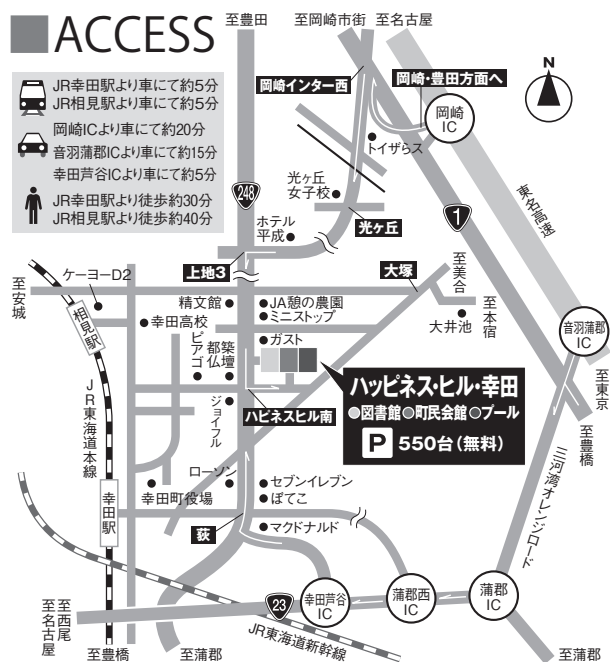
●休館日

- 毎週月曜日。ただし、月曜が祝日に当たるときは、その翌日が休館日となります。
- 12月28日～1月4日
- 設備の保守点検等のために、臨時休館する場合があります。

ホールの設備概要

※単位はメートル

仕様		さくらホール	つばきホール	あじさいホール
舞台	間口	17.6	12	9
	高さ	7~10	6.5	—
	スノコまでの高さ	24	17.2	—
	客席から舞台までの高さ	0.9	0.9	0~0.5
	奥行	16.5	11	4
反響板	前幅	17.6	12	—
	後幅	8.8	7.8	—
	奥行	12.5	8.3	—
客席	固定席	1,004	400	—
	車椅子席	6	4	—
	親子席	6	6	—
	平土間	—	—	360㎡
	移動席	—	—	200



●駐車場

- 駐車場内での事故、盗難等につきましては一切責任を負いません。
- 通路には駐車しないでください。
- ご利用のない駐車はご遠慮ください。

ハッピネス・ヒル・幸田
幸田町民会館
利用のご案内

ハッピネス・ヒル・幸田 指定管理者

幸田町文化振興協会

TEL.0564-63-1111 / FAX.0564-63-5186

〒444-0103 額田郡幸田町大字大草字丸山60番地

休館日●月曜日(祝日・振替休日の場合はその直後の休日でない日)

ハッピネス・ヒル・幸田 ●<http://www.happiness.kota.aichi.jp>